

## 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）の 改正に伴う対応について（お知らせとお願い）

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

平素は格別のお引き立てを賜りまして誠にありがとうございます。

さて、2016年10月1日の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）の改正施行に伴い、同法に基づく「取引時確認」のため、お客様に所定事項の確認またはご申告をお願いする場合がございますので、お客様のご理解ならびにご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 1. 取引時確認の対象となるお取引

以下のお取引に際しては、犯罪収益移転防止法に基づく「取引時確認」が必要となります。

- ① ファイナンス・リース取引（1回のリース料が10万円を超えるファイナンス・リース契約の締結）
- ② 貸金取引（金銭消費貸借契約の締結）
- ③ クレジットカード取引（クレジットカードの申込）

### 2. お客様へのお願い

- ① **法人のお客様** お客様からみて「実質的支配者」となる自然人または国・地方公共団体および上場企業（以下「自然人等」といいます。）のご申告をお願いします。

◆「実質的支配者」とは、以下の定義にあてはまる自然人等をいいます。

(1) 資本多数決法人（株式会社、有限会社（特例有限会社）、特定目的会社、投資法人 等）の場合

- ・ 25%を超える議決権を有する自然人等が存在する場合は、当該自然人等
- ・ 25%を超える議決権を有する自然人等が存在しない場合は、出資・取引等を通じて事業活動に支配的な影響力を有する自然人等（存在しないまたは不明の場合は代表者様）

(2) 資本多数決法人ではない法人（社団法人、財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、合名会社、合資会社、合同会社 等）の場合

- ・ 法人の収益総額の25%を超える配当を受ける自然人等が存在する場合は、当該自然人等
- ・ 法人の収益総額の25%を超える配当を受ける自然人等が存在しない場合は、出資・取引等を通じて事業活動に支配的な影響力を有する自然人等（存在しないまたは不明の場合は代表者様）

◆既に当社とお取引のあるお客様につきましても改めて「実質的支配者」となる自然人等のご申告をお願いすることがございます。

◆お客様が国・地方公共団体および上場企業にあたる場合、実質的支配者のご申告は不要です。

② **法人のお客様** 取引担当者様が「取引の任にあたっていること」についての確認を行う場合があります。

取引担当者様について、本人確認書類による確認のほか、以下の方法により「取引の任にあたっていること」について確認させていただく場合がございます。

- (1) 当社からお客様（法人）の事務所への電話・FAX 等によるご連絡
- (2) 法人代表者様が発行する「委任状」等のご提出（法改正により「社員証」による確認が認められなくなりました）

③ **法人における取引担当者様** および **個人のお客様（個人事業主様を含む）**  
顔写真の無い本人確認書類については、「2種類」のご用意をお願いします。

住所、氏名、生年月日（本人特定事項）の確認に際して、**顔写真のない本人確認書類**（末尾【別記1】に記載）をご提示または写しをお送りいただきます際は、**2種類**の本人確認書類をご用意ください。

なお、顔写真のある本人確認書類（例：運転免許証等、日本国旅券（パスポート）、個人番号カード（マイナンバーカード）等）につきましては、1種類のご用意で結構です。

④ **外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者等（いわゆる「外国PEPs<sup>ペプス</sup>）」に関する確認にご協力をお願いします。**

お客様ご自身およびお客様の「実質的支配者」にあたる自然人等が、いわゆる「外国 PEPs」（詳細は末尾【別記2】に記載）に該当する場合は、その旨のご申告をお願いします。

なお、当社担当者がお客様と「外国 PEPs」との関係性についてお尋ねする場合がございます。

上記のほか、法令の定めによりお客様の情報を確認させていただく場合がございます。

ご不明な点等がございましたら、当社担当者までお問合せください。

**【別記1】顔写真の無い本人確認書類の例**

下表に記載の無い書類の取扱につきましては、当社担当者までご確認ください。

(顔写真のない) 本人確認書類の名称		必要数	有効期限等
【A群】	各種保険証 (以下のものを含みます) ・ 船員保険 ・ 介護保険証 ・ 後期高齢者医療の被保険者証 ・ 共済組合員証 ・ 私立学校教職員共済制度の加入者証 ・ 医療受給者証 など	【A群】より <b>2種類</b>  または  【A群】より <b>1種類</b> + 【B群】または【C群】 より <b>1種類</b>  計 <b>2種類</b>	ご提示時点で有効なもの
	母子健康手帳		(有効期限の定めなし)
	児童扶養手当証書		
	国民年金手帳		
【B群】	住民票の写し 住民票記載事項証明書		発行日から <u>6ヶ月以内</u> のもの
	戸籍謄本・抄本		
	印鑑登録証明書		
【C群】	「現住所」および「氏名」の記載がある以下の書類 ・ 公共料金 (電気、ガス、水道、電話、NHK) の領収書 ・ 国税、地方税および社会保険料の領収証書 ・ 納税証明書		

◆【A群】および【B群】の本人確認書類に記載の「現住所」が異なる場合、現住所の記載がある【C群】の書類を併せてご提示ください。

◆ 個人番号 (マイナンバー) の「通知カード」 (顔写真のないもの) は、本人確認書類としてお使いいただけません。

**【別記2】外国 PEPs の範囲 (詳細は当社担当者までご確認ください)**

◆ 外国 PEPs とは、外国において次の職にあり、またはあった方、その配偶者 (事実婚を含む)、およびそれらの家族にあたる方をいいます。

① 元首
② 立法、行政、司法、および軍の重要な職 (組織の長及びそれに次ぐ職等)
③ 国を代表する職 (特派大使等)
④ 中央銀行の役員
⑤ 予算について国会の議決、承認を受ける法人の役員

◆ 外国 PEPs の「家族」とは、本人 (外国 PEPs にあたる方) からみた以下の範囲をいいます。

